

○ 安全・安心を支えるまちづくり

(1) 災害に強いまちづくりの推進

◇ 南海トラフ巨大地震に伴う津波浸水対策等

(国土交通省・内閣府・総務省、関係各省庁)

【本市の提案・要望】

- 海岸・河川堤防の耐震・液状化対策を推進するための財政支援の拡充
- 避難所となる学校体育館への空調整備を推進するための財政支援

【現状・課題】

(海岸・河川堤防の耐震・液状化対策を推進するための財政支援の拡充)

- 「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」において、大阪では長時間の地震の揺れにより地盤の液状化が発生し、堤防が沈下等により機能を失うことが示され、津波の浸水想定は、大阪市域の約3分の1に及ぶ結果となった。
- このため、大阪府市では、「南海トラフ巨大地震対策の大きな柱」として、平成26年度から10年で、緊急的に既存堤防の耐震・液状化対策に取り組んでいる。
- 人口・企業・資産が集積する大阪が津波で浸水すれば、甚大な人的・物的被害とともに、国全体の経済産業活動にも大きな影響を及ぼし、国家的に大きな損失となるため、国としても危機意識を共有し、堤防の耐震・液状化対策の推進に、積極的に支援すべきである。
- しかしながら、既存の防災・安全交付金においては、対策の実施に必要な事業費が確保できていない状況であることから、堤防の耐震・液状化対策を推進するための財政支援の拡充が必要である。
- 具体的には、交付金事業等における堤防の耐震・液状化対策の推進に必要な財源確保のための国費の大幅な増額と、大都市圏の被災が及ぼす国全体の経済活動への重大な影響に十分配慮した国費の配分が必要である。
- さらに、最低限必要な対策を短期集中的に推進するため、南海トラフ特措法の特例措置（補助率の嵩上げ）の対象事業を、現行の津波避難タワーや避難経路の整備等のほかに、堤防の耐震対策などの緊急性の高いハード対策にも拡大し、対象区域についても南海トラフ特措法の特別強化地域に加え、都市部のゼロメートル地帯等に拡大するとともに、加えて地方負担分に係る起債充当率や交付税算入率を優遇する新たな財政支援制度の創設が必要である。
- また、交付金事業の対象である堤防の耐震・液状化対策を、地方が事業効果の早期発現のため、起債を財源にした地方単独事業としても推進できるよう、緊急防災・減災事業債の制度期間（～令和2年度（現行））の延長が必要である。

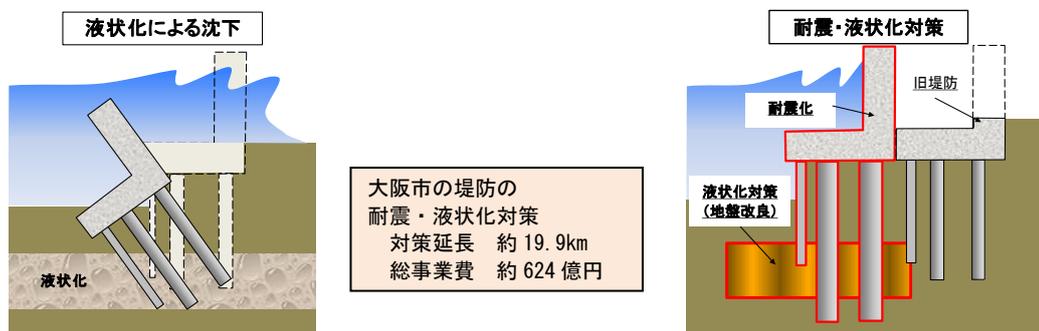
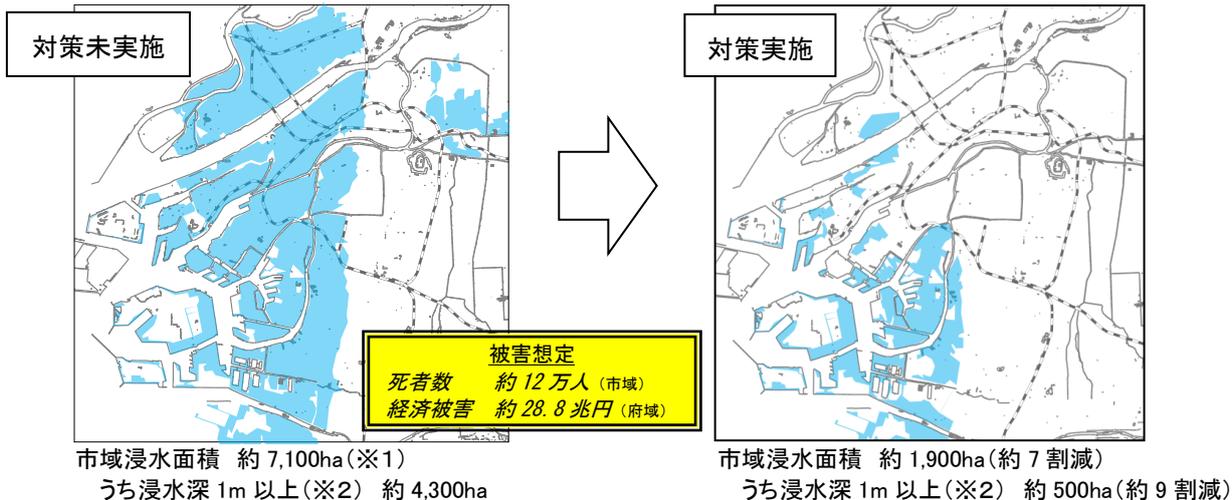
(避難所となる学校体育館への空調整備を推進するための財政支援)

- 平成30年の大阪府北部地震や台風21号により多くの市民が避難されるなど本市においても相当な被害が発生したことから、今後も引き続き災害に強いまちづくりを進めていくが、計画的に避難所となる全中学校の体育館に空調機を設置するなどの災害対策を実施するには多額の費用と期間を要することから、緊急防災・減災事業債の期間延長などの財政支援が必要である。

担当：港湾局・建設局・危機管理室・教育委員会事務局

○南海トラフ巨大地震・津波の被害想定と堤防の耐震・液状化対策の事業効果

南海トラフ巨大地震に伴う津波浸水想定 (■: 浸水区域)



※1 「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」による想定
地盤の液状化に伴う堤防の沈下により、市域の浸水面積は内閣府想定との 20 倍以上

※2 津波浸水深 1m 以上の範囲については、避難していない人の死亡率 100%と想定

○新たな財政支援制度の創設

①南海トラフ特措法の改正による補助率の嵩上げ対象の拡大

(現行) 南海トラフ特措法の特例措置の内容

津波到達までの時間が短い区域(特別強化地域)における津波避難タワーや避難経路の整備等について補助率が嵩上げされている。(補助率 1/2 → 2/3)

・対象事業の拡大

(現行の対象事業)
津波避難タワーの整備
避難経路の整備
集団移転促進事業
など

(対象事業の追加)
堤防の耐震対策などの
緊急性の高いハード対策

・対象区域の拡大



②地方財政支援措置

地方負担分に係る起債充当率や交付税算入率を緊急防災・減災事業債なみに優遇

○緊急防災・減災事業債の延長

【事業の概要・同意基準】

東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等

【事業の実施期間】 令和 2 年度まで

期間の延長を要望

【起債の充当率】 100%

【交付税措置】 70% (元利償還金に対して、所定の割合を基準財政需要額に算入)